

件 名

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則について

提案理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の施行に伴い、埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則を別紙のとおり制定したいので審議願います。

概 要

1 趣旨

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第 6 条の規定に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効した者等に対し、再び教育職員免許状を授与するに当たってあらかじめ意見を聴かなければならないこととされた都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの

(教職員採用課)

2 内容

(1) 委員の人数

5人以内

(2) 会議の公開

公開（出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開）

(3) その他

利害関係者の除斥、関係者の出席、議事録の作成等

3 施行期日

令和7年4月1日

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則について

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律及び 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の概要

(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の概要

ア 目的

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資すること

イ 主な内容

- 「児童生徒性暴力等」や「特定免許状失効者等(＊)」などの定義【第2条】

＊ 特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教育職員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止【第3条】
- 児童生徒性暴力等の防止に関する措置(教育職員等への啓発、国によるデータベースの整備等)【第13～15条】
- 特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例(教育職員免許状再授与審査会の設置・意見聴取等)【第22・23条】

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の概要

- 法律の委任に基づき教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項等を規定

→ 委員の任命や任期、会長、会の定足数、議決方法を規定し、そのほか必要な事項は都道府県教育委員会規則で規定【第3～6条】

(3) 施行日 令和4年4月1日(データベース関係の規定は、令和5年4月1日)

2 埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則の内容

(1) 委員の人数【第2条】

5人以内

(2) 会議の公開【第5条】

公開(出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開)

(3) その他

利害関係者の除斥【第3条】、関係者の出席【第4条】、議事録の作成【第6条】 等

3 埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則の施行期日

令和7年4月1日

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則について

4 参考

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号)において規定する事項と埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則において規定する事項

(1)組織に関すること

規定する事項		文部科学省令	県教委規則
委員の任命	児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年(再任可)	○	
委員の人数	5人以内		○

(2)運営に関すること

規定する事項		文部科学省令	県教委規則
代表	会長(委員の互選により選任)	○	
招集	会長		○
定足数	委員の過半数	○	
議決方法	出席委員の過半数。ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致(議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意)	○	
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員が議決に加わることは不可		○
関係者の出席	必要と認めるときは委員以外の関係者の出席を求めて意見聴取可		○
会議の公開	公開(出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開)		○

埼玉県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第六条の規定に基づき、埼玉県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

（会議）

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、審査会の議決により議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第六条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席した委員の氏名
 - 三 議決事項
 - 四 表決における賛否の数
 - 五 議事の経過
 - 六 その他必要な事項
- 2 議事録には、会長及び出席した委員のうちから会長が指名した一人の委員が署名するものとする。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（埼玉県教育局組織規則の一部改正）

2 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

四 埼玉県教育職員免許状再授与審査会に関すること。